

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	ムトー精工株式会社
【英訳名】	MUTO SEIKO CO.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田 中 肇
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岐阜県各務原市鵜沼川崎町一丁目60番地の1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長田中 肇は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、当社グループのうち1社については、金額的及び質的影響並びに財務諸表上の重要な虚偽表示の発生可能性の観点から、重要性が低いと判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループの主要事業であるプラスチック成形事業では成形用金型及びプラスチック精密部品の製造・販売を主たる事業としており、プリント基板事業ではプリント配線基板の設計・検査・販売を主たる事業としております。このため、売上高（連結会社間取引消去後）が各事業拠点の規模を適切に表す指標と判断し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、金額的重要性として各事業拠点の連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3以上に達する拠点、質的重要性として、リスクの大きい事業又は業務（海外拠点、M & A直後の拠点、独立性（中核事業外））、IT環境の変化があった拠点、評価外期間の長い拠点、開示すべき重要な不備があった拠点を総合的に判断し、海外拠点も含めて5事業拠点を「重要な事業拠点」としてしております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の継続対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、「固定資産の減損」、「法人税・住民税・事業税の計上」、「繰延税金資産（負債）の計上」に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとしてこちらも評価の継続対象にしております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。